

計画作成年度	令和3年度
計画主体	安城市

安城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 安城市産業環境部農務課
所在地 愛知県安城市桜町18番23号
電話番号 (0566) 71-2233
FAX番号 (0566) 76-1112
メールアドレス nomu@city.anjo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、ハト（ドバト・キジバト）、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和4年度から令和6年度まで
対象地域	愛知県安城市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	果樹	20a	965 千円
ムクドリ	果樹	20a	965 千円
ヒヨドリ	果樹	20a	965 千円
合計		60a	2895 千円

(2) 被害の傾向

<p>・鳥類（カラス・ムクドリ・ヒヨドリ） 市内全域において、水稻、梨、イチジク等の果樹、トウモロコシ等の野菜への被害が深刻である。捕獲も困難であり、今後最も被害の発生が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
カラス ムクドリ ヒヨドリ	60a 2895 千円	40a 1830 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(1) 安城猟友会への委託</p> <p>①銃による駆除 年4回行い、内1回は市内全域、3回は農用地利用改善組合等の要望地域を対象に行っている。</p> <p>②カラス捕獲檻による駆除 農用地利用改善組合等から要望がある地域を対象に、2基設置している。</p> <p>(2) 市職員による駆除 市職員が狩猟免許を取得し、農作物被害がありかつ、要望がある地域に、捕獲檻を設置し駆除を行っている。</p>	<p>・安城猟友会員の高齢化により、委託が困難になってきている。</p> <p>・カラス捕獲檻による効果的な駆除を行うためには、檻の設置場所、餌の管理等の運用方法の改善が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	・対策なし。	・防鳥ネット等による自衛手段を講じる必要がある。

(5) 今後の取組方針

カラス捕獲檻は、地域の状況を踏まえ、有効な設置場所等の検討を行い、農作物被害の低減に努める。

また、他地域で取り組まれている被害防止対策等について調査検討し、より効果的な対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

今後も引続き安城市と安城猟友会が連携して捕獲体制を整える。必要に応じて専門業者へ依頼し、対策を講じる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ハト	・カラス捕獲檻の効果的な運用を検討していく。 ・鳥類による捕獲の先進事例を研究し、効果的な方法を取り入れていく。
	ヌートリア等	今後、農業被害が発生した場合、捕獲を行っていく。
5	同上	同上
6	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
前年度の有害鳥獣駆除実績からの推定値により設定する。 銃による鳥類の駆除は、安全性を優先し、捕獲数の大幅な増加を求めない。 ヌートリア等は、当面、対処捕獲のみとする。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	4年度	5年度	6年度
カラス	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
鳥類の銃による市内一斉駆除を5月から6月、地域を絞った駆除を6月から7月に行う。 カラス捕獲檻による駆除は通年行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
安城市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
予定なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
予定なし		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
あいち中央農業協同組合	臨時の鳥獣駆除を実施
安城猟友会	臨時の鳥獣駆除を実施（実務）
安城市産業振興部農務課	臨時の鳥獣駆除を実施

(2) 緊急時の連絡体制

本市の主な鳥獣被害は鳥類によるものであり、市民の生命を脅かすような事態は想定していない。突発的に大規模な経済被害が生じた場合は、関係機関に報告する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

予定なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
あいち中央農業協同組合	鳥獣駆除を実施
安城猟友会	鳥獣駆除を実施（実務）
安城市産業振興部農務課	鳥獣駆除を実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。